



平成 23 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名：株式会社 fonfun  
代表者名：代表取締役社長 三浦 浩之  
(JASDAQ コード番号：2323)  
問合せ先：執行役員 林 和之  
(TEL：03-5357-0303)

**除外事項を付した限定付結論が記載された四半期レビュー報告書の受領、  
平成 23 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出及び平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算短信の開示  
並びに監理銘柄指定の一部解除に関するお知らせ**

当社は、平成 23 年 3 月期第 3 四半期報告書に関し、平成 23 年 3 月 13 日付で除外事項を付した限定付結論のついた四半期レビュー報告書を受領し、本日平成 23 年 3 月 14 日に関東財務局長宛に提出いたしましたのでお知らせいたします。

また、四半期報告書の提出により、当社株式の監理銘柄（確認中）への指定を解除する旨の通知を受領いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 除外事項を付した限定付結論のついた四半期レビュー報告書の受領

当社は、平成 22 年 12 月 8 日付「第三者調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社において有価証券報告書等の訂正の対象となり得る不適切な取引等が存在することが判明し、第三者調査委員会を設置し、調査を行ってまいりました。

第三者調査委員会からの調査結果を受領するまで、平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算の会計処理に与える影響が確定できないことから、当社において四半期報告書を作成することができず、金融商品取引法に定める提出期限（平成 23 年 2 月 14 日）までに提出できなかったため、当社株式は、株式会社大阪証券取引所より平成 23 年 2 月 14 日付で監理銘柄（確認中）に指定されておりました。

平成 23 年 3 月 1 日付「第三者調査委員会の調査結果に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、第三者調査委員会の調査報告書の提出を受け、前連結会計年度末における利益剰余金の減少額を 449,496 千円と認識するに至りました。しかしながら、当該不適切な取引の対象とされている当社役員名義の当社株式の一部について、現在実質所有者を調査中であり、当該部分についての監査が完了していないことから、四半期連結財務諸表に与える影響を確定することができませんでした。

それに伴い、当社は、平成 23 年 3 月期第 3 四半期報告書の四半期レビュー報告書については、上記事項が四半期連結財務諸表に与える影響を除く、という除外事項を付した限定付結論のついた報告書を受領しております。

## 2. 平成 23 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出及び平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算短信の開示

当社は、四半期レビュー報告書を受領したことから、本日平成 23 年 3 月 14 日に関東財務局長宛に平成 23 年 3 月期第 3 四半期報告書を提出いたしました。また、平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算短信につきましても、同様に平成 23 年 3 月 14 日に開示いたしました。

なお、過年度の訂正後連結財務諸表等の監査が未了で過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書を提出していないため、前連結会計年度、前第 3 四半期連結累計期間及び前第 3 四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表等の数値については、当初提出時の数値（訂正事項を反映させる前の数値）を記載しております。当該訂正事項が確定次第、速やかに会計監査人による再監査を経て、当期第 3 四半期報告書の訂正報告書を提出することといたします。

また、当第 3 四半期連結累計期間及び当第 3 四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表等の数値については過年度に係る訂正事項を反映させて作成しております。当第 3 四半期連結累計期間における株主資本の利益剰余金の前期末残高については、過年度訂正反映後は 449,496 千円減少の△2,420,931 千円となりますが、上記に記載のとおり、会計処理が確定していない箇所があります。

## 3. 平成 23 年 3 月期第 3 四半期の決算に関する権限の委任につきまして

本日付別途開示しております「取締役の辞任意向のお知らせ」にて公表しておりますとおり、現取締役 3 名から辞任の意向が表明されております。

よって、平成 23 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出及び平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算短信の開示並びに特別損失に関するお知らせにつきましては、その権限を当社取締役会から当社執行役員林和之に委任されており、代表者につきましても、執行役員林和之の名前で提出及び開示を行っております。

## 4. 監理銘柄指定の一部解除

当社は、本日、平成 23 年 3 月期第 3 四半期報告書を関東財務局長宛に提出したことにより、平成 23 年 2 月 14 日付で株式会社大阪証券取引所より監理銘柄（確認中）の指定を解除する旨の通知を受領いたしました。

なお、当社は、平成 23 年 3 月 1 日付「第三者調査委員会の調査結果に関するお知らせ」の開示内容から、有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断し、今後の推移及び当社が訂正報告書を提出した後の審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当するおそれがあることから、投資者の注意を喚起するため、平成 23 年 3 月 1 日付監理銘柄（審査中）に追加指定されておりますが、こちらに関しましては継続して指定されております。

## 5. 今後の対応

過年度の有価証券報告書等及び当期各四半期報告書の訂正報告書については、当該株式の実質所有者が確定次第、速やかに、会計監査人による再監査を経て関東財務局長宛に提出することといたします。

また、一日も早い監理銘柄（審査中）指定の解除を受けられますよう最大限の努力を尽くしてまいるとともに、早期の信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主、投資家及び関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑を引き続きおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上